

令和元年 11 月 25 日

村上市長 高 橋 邦 芳 様

村上市行政改革推進委員会
会 長 鈴 木 信 之

村上市における行財政改革の推進について（答申）

令和元年 9 月 25 日付け、村総第 284 号で当委員会に諮問のあった「村上市における行財政改革の推進」について、慎重に審議し、下記のとおり答申します。

記

答申事項 補助金の今後の方針（第四次）について

補助金は、市の政策目的を実現するために、個人や団体が取り組む公益性が認められる活動を支援することにより、行政が抱える課題を解決するための有効な手段の一つとして活用されています。

その一方で、一旦制度が創設され、補助金が交付されると、特定の相手に長期的に交付されてしまう傾向があり、事業本来の必要性や効果が十分に検証されないまま、既得権益化されやすいという課題があります。

補助金は、市民の税金などから賄われており、市民ニーズが多様化していることから、市は政策実現のために、限りある財源を有効に活用していく必要があります。

また、村上市は人口減少や少子・高齢化という社会構造に対する課題が顕著であり、多様化・高度化する住民ニーズへの確に対応していくため、財源の効果的活用と経常的経費の削減など将来負担の軽減を図る取り組みを進める必要があります。

このような状況の中、補助金を有効かつ効果的に活用していくため、今後の補助金の方向性を定める「補助金の今後の方針（第四次）」の策定に当たり、当委員会において慎重に審議を行い「見直しの視点と方向性」を示しました。

本答申を受けて策定される方針に基づく実施計画では、課題解決に向けた目標をしっかりと掲げ、確実に実行されるとともに、策定後においても更なる検証を加え、行財政改革を継続させていくことを強く希望し、当委員会の答申とします。

1 補助金の現状

市では、特定の事業や活動を助長するため公益上必要があると認めるものに補助金を支出しています。補助金は有効に活用され、その効果が広く市民の福祉の向上に寄与するものでなければなりません。

そのため、行財政改革の一環として補助金の公平性・公正性・透明性の確保に努め、事務事業評価制度により、事業の評価及び見直しを行っていく必要があります。

市が交付する補助金は、令和元年度一般会計当初予算において131事業、23億2,185万4千円を予算計上しており、これは、令和元年度一般会計当初予算325億6,000万円の約7.1%を占めています。

2 補助金の課題

補助金の交付対象となる事業は、快適で安全なまちづくり、福祉・健康の増進、環境対策、産業の発展、教育・文化・スポーツの振興、市民参画・協働を促進する取組等に寄与するなどの公益性を有し、その効果が十分に発揮されるものでなければなりません。

市では「村上市補助金等に関する基本指針」に基づき、補助金等の効果的、効率的な運用を図るとともに、補助事業者に対しても、補助金等の交付基準を明らかにすることにより公平性、公正性、透明性を確保し、より適正な補助金の交付及び執行を図るため「村上市補助金等交付基準」を策定して運用してきました。

この度、今後の補助金の方向性を定める「補助金の今後の方針（第四次）」の策定に当たり、改めて補助金を性質別等に分類し、現行の補助金の状況把握と、共通する課題について整理したところ、次のような課題があることが分かりました。

◆ 団体等の自主性・自立性の阻害

補助金により、団体等の運営全般を支援することが、団体等の自主性・自立性の阻害につながっている懸念がある。

◆ 補助の長期化

終期設定がされていないため、一度、補助制度が創設されると長期にわたり交付が続いている。また、補助が長年続くことで、補助の目的・達成基準が不明確になっている。

◆ 少額補助の公益性等の確保

少額補助について、公益性、費用対効果、中長期的な政策目標との整合性等を検討する必要がある。

◆ 補助率の適正化

全額補助またはそれに近い補助額・率となっており、補助金への依存度が高い補助制度（団体等）がある。一方で、補助対象事業費または団体の予算に占める補助金の割合が低い補助制度もあり、統一的なルールが必要である。

3 補助金見直しの視点と方向性

補助金は市民の税金等貴重な財源によって賄われており、その公益上の必要性についての判断は、客観性、妥当性を備えていることが必要です。

この度の補助金見直しにより、改めて明らかになった課題を解決するため、各課題に対する見直しの視点と方向性を定めます。

見直しの視点①

事業費補助に移行すること

補助金については、団体等の自主性・自立性の観点から、事業計画書が提出され、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援をしていくことが必要であると判断した場合、その事業費を対象に交付すべきものであり、原則として、団体運営に係る補助金は、終期を定めて段階的に減額していくとともに、事業費補助への移行を進めること。

【付帯意見】

- ・団体運営に係る補助金は、その団体の運営状況と、その補助金がどのような役割を果たしているのか、しっかり把握する必要がある。
- ・原則として新たな団体運営に係る補助金は創設しないこと。
- ・運営費補助が必要な団体については、その団体の運営上に見直しが必要な部分はないか検証する必要がある。
- ・団体への補助金の見直しに当たっては、関係団体への丁寧な説明が必要であり、慎重に進めなければならない。

見直しの視点②

終期の設定と効果の検証を行うこと

補助金の実効性を高めるため、特に同一団体への交付を対象とする補助金については、既得権益化を防ぐためにも、原則、終期設定をするか、3年以内の見直し期間を設定し、その期間経過ごとに事業効果の検証や必要性等の観点から見直しを行うこと。

【付帯意見】

- ・補助金全体の約7割が補助金制度創設から5年以上経過しており、社会情勢の変化により現状に合わない補助金もあると考えられるため、早急に事業効果の検証を行う必要がある。
- ・終期の設定は、その補助金の実施目的と、終期までに達成されるべきビジョンが明確になり、見直しの際にその結果が見え、成果を図ることができるため必要である。

見直しの視点③

特定の同一団体への交付について見直しを行うこと

市単独による補助金の同一団体への交付期間は3年を限度としていますが、公益上、更新が必要な場合においては、必ず見直しを行うこと。

【付帯意見】

・交付を受けようとする団体が、その補助金を真に必要としているのか、団体へのヒアリング等により、その使途、効果及び公益性を十分に精査する必要がある。

見直しの視点④

少額補助の見直しを行うこと

少額補助については公益性、費用対効果等を検討し、必要性が低くなっている場合は廃止すること。

【付帯意見】

・少額の補助金であっても、必要性や有効性がある事業もあり、社会貢献度等を勘案して十分な検証が必要と考える。

見直しの視点⑤

補助率の適正化を図ること

補助金の性質等により、その補助率が適正であるか検証し、また、補助額の上限を定め、支出の抑制を図ること。

【付帯意見】

- ・交付基準を超える補助金が多く、交付基準による効果的、効率的な運用が図られていない。
- ・交付基準を上回る補助金については、特に精査が必要であり、超える場合にあっては一定の基準を設ける必要がある。
- ・補助金の上限設定は、支出の抑制に関わらず必要である。

見直しの視点⑥

情報を積極的に公表すること

補助金の公平性や透明性を高めるため、更なる補助制度の周知を図るとともに、その使途等の情報についても積極的に公表すること。

【付帯意見】

- ・情報の公表にあっては、その効果、成果等についても積極的に行う必要がある。
- ・補助金の申請手順や記入例など、申請する際の情報も公表するとよい。